

訪問看護ステーションオリーブのさと
指定訪問看護・指定介護予防訪問看護運営規程

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人オリーブの実（以下「法人」という。）が開設する訪問看護ステーションオリーブのさと（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護並びに指定介護予防訪問看護事業（以下「本事業」という。）は、適正な運営を確保するために人員および運営管理に関する方法を定め、事業所の看護師又は従事者が療養生活を支援し、その心身の機能の維持回復を目指すこと及び他の保健・医療・福祉サービスとの連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(指定訪問看護運営の方針)

第2条

- 1 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を図るものとする。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
- 6 前5項のほか、事業所は、介護保険法その他の法令が定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定介護予防訪問看護運営の方針)

第3条

- 1 事業所が実施する事業は、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、心身機能の維持回復を図り、もって生活機能の維持又は向上を図るものとする。
- 2 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導

を行うとともに、主治医及び地域包括支援センターへ情報の提供を行うものとする。

- 6 前5項のほか、事業所は、介護保険法その他の法令、「滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第20号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第4条 名称及び所在地は次のとおりとする。

（1）主たる事業所

名 称 訪問看護ステーションオリーブのさと

所在地 滋賀県甲賀市水口町八坂2番地52

（2）従たる事業所

ア 名 称 訪問看護ステーションオリーブのさと 信楽サテライト

所在地 滋賀県甲賀市信楽町長野372

イ 名 称 訪問看護ステーションオリーブのさと 鹿深サテライト

所在地 滋賀県甲賀市土山町市場390番地4

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者 1名

管理者は、本所の看護職その他の従業者の管理、本事業の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を行うとともに、従業者がこの規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

2 看護職員及びリハビリ職員（ただし、看護職員は2.5名以上、理学療法士1名以上、作業療法士1名以上）

（1）職員は、本事業の実施に当たって、訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。

（2）職員は、本事業の実施に当たって、懇切丁寧を旨とし、療養上必要な事項は理解しやすいように指導を行う。

（3）職員は、本事業の実施に当たって、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状態を観察し、老人の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。

（4）職員は、常に利用者の病状及び心身の状態並びに日常生活及び家庭環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族等に対し、適切な指導を行う。

（5）職員は、特殊な看護等については、これを行ってはならない。

3 必要に応じて、事務職員を置くことができる。

（営業日及び営業時間）

第6条 本所の営業日及び営業時間は、本会の就業規則に準じて定めるものとする。

（1）営業日は、月曜日から金曜日とする。（但し、祝日・年末年始を除く）

- (2) 営業時間は、8時30分～17時15分までとする。
- (3) 上記の営業時間外でも24時間の連絡、訪問等の対応ができる体制とする。

(本事業の提供方法)

第7条 本事業の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者がかかりつけの医師に申し込み、主治医が訪問看護ステーションに交付した指示により、看護師等が利用者を訪問して、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者が包括支援センターや居宅介護支援事業所のケアマネージャーと相談の上、担当のケアマネージャーから利用申し込みがあり、主治医からの訪問看護指示により実施する。
- (3) 利用者または家族から訪問看護ステーションに直接申し込みがあり、指示書がない場合は、主治医に訪問看護指示書の交付を求めるよう助言する。
- (4) 利用者に主治医がいない場合は、主治医を決めて申し込むことを助言する。あるいは訪問看護ステーションオリーブのさとから、医師会又は居宅介護支援事業所に調整を求めて対応する。

(本事業の内容)

第8条 訪問看護の内容は次の通りとする。

- (1) 病状・障害・全身状態の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話
- (3) 褥瘡の予防・処置
- (4) リハビリテーション
- (5) ターミナルケア、認知症患者の看護
- (6) 療養生活や介護方法の助言
- (7) カテーテル等の交換・管理
- (8) その他在宅療養を継続するために必要な、医師の指示による医療処置
- (9) 緊急時の対応、必要時の訪問看護

(実施地域)

第9条 通常の事業の地域は、甲賀市とする。

(利用料等)

第10条

- 1 本事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。なお、本事業が法定代理受領サービスである時、利用者負担額は法令に基づいた自己負担割合の額とする。
- 2 前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。
 - (1) 通常の事業実施地域を越えた地点から、往復に要した走行距離、1kmにつき20円を乗じて得た額
 - (2) タクシーを利用した場合は実費

(3) 本事業の所定の時間を超えた場合

日中 30 分毎 3,000 円

夜間・早朝 30 分毎 4,000 円（深夜 30 分毎 5,000 円）

交通費 基準額

(4) 介護保険の対象外の訪問で保険を使わない、或いは使えない場合

買い物や 1 日旅行などに看護師の同行を希望される場合

日中 1 時間毎 8,600 円

夜間・早朝 1 時間毎 10,750 円（深夜 1 時間毎 12,900 円）

交通費 基準額

(5) 死亡時のご遺体のお世話

日中 10,000 円

夜間・早朝 12,500 円

深夜 15,000 円

エンゼルセット 一式 実費

交通費 基準額

(6) 利用者の都合でサービスを中止した場合はキャンセル料を申し受けることがある。

ただし、利用者の状態の急変など、やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は請求しないこととする。

ア. 介護保険

時間	キャンセル料
サービス利用日の前日まで	無料
サービス利用日の当日	利用者負担金の 50%

イ. 医療保険

時間	キャンセル料
サービス利用日の前日まで	無料
サービス利用日の当日	1,000 円

(緊急時における対処方法)

第 11 条

- 1 事業所に勤務する職員は、本事業の実施中の利用者の心身状態の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 利用者に対する本事業の提供により賠償すべき事項が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 12 条 事業所は非常災害に備えて、消防計画・風水害・地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防についての責任者を定める。

(苦情処理)

第13条

- 1 提供した本事業に係る利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、相談窓口を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定訪問看護・指定介護予防訪問看護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した指定訪問看護・指定介護予防訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

甲賀市健康福祉部長寿福祉課介護保険係	電話：0748-69-2165 ファックス：0748-63-4085
滋賀県国民健康保険団体連合会 介護保険課	電話：077-522-0065 ファックス：077-510-6606

(その他運営に関する留意事項)

第14条

- 1 本事業所は、訪問看護の社会的使命を十分認識し、従業者の資質向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また、業務の執行体制を整備する。
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所の従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供をさせないものとする。
- 5 事業所は、本事業に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 6 滋賀県の基準条例に規定する独自基準により、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の機会を確保する。
- 7 滋賀県の基準条例に規定する独自基準により、非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の訪問看護事業者等との連携および協力を行う体制を構築するよう努める。
- 8 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人オリーブの実と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第15条 (虐待防止及び身体拘束適正化)

虐待防止、身体拘束については次の通りとする

1. 責任者 訪問看護管理者
2. 虐待の防止のための指針を策定する
3. 虐待防止及び身体拘束適正化委員会を設置し、虐待等の発生防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合の対策を検討はからなければならない。また、定期的に委員会を開催しなければならない。

4. 虐待等が発生した場合には、速やかに市町等の窓口に通報し、市町等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めなければならない
5. 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、従業者に対し研修の機会を確保する
6. 事業所は、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止する
7. 利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、虐待防止及び身体拘束適正化委員会を中心に十分な検討を行い、本人・家族への説明同意を得る。また、その状況について経過を記録する。

(委 任)

第16条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は別に定める。

附則 この規定は令和7年2月1日から施行する

第4条(2)イ 令和7年9月1日改訂